

重点4 飲酒運転の根絶

広く県民に対し、飲酒運転の悪質性・危険性、交通事故の悲惨さを訴えて意識改革を進めるとともに、交通安全意識の高揚を図り、飲酒運転を根絶する。

【運転者】

- 飲酒運転者に対する刑事処分や行政処分が大幅に強化された理由を認識し、少量であっても飲酒した後は車両等を運転しない。
- 飲酒した後に急用が生じたとしても、車両等を運転しない。

【家庭・地域・職場】

- 広く県民に対し、飲酒運転の悪質性・危険性、交通事故の悲惨さを訴えて意識改革を進め、飲酒運転を許さない環境づくりに努める。
- 運転する予定のある者への酒類提供の禁止やハンドルキーパー運動を推進する。
- 自動車を使用する事業所等では、朝の点呼時にアルコール検知器等による検査を励行し、二日酔いによる飲酒運転の根絶を図る。

重点5 交通安全新3S(シルバー・スロー・シー)運動の推進

交通事故の特徴を踏まえて策定した交通安全新3S(シルバー・スロー・シー)運動を推進し、交通事故の抑止を図る。

【シルバー】(高齢者事故の防止)

- 高齢者に気づいたら速度を落とすなど、高齢者に配慮した思いやり運転を実践する。
- 夕暮れ時や夜間に外出するときは、明るい服装や反射材用品を着用するなど、運転者から発見されやすいように工夫する。
- 夜間に危険な行動が見られる高齢歩行者を見かけた時は、「交通安全お助けコール」(0776-23-4949)へ積極的に通報する。

【スロー】(ゆとりある速度の実践)

- 運転者は制限速度を守るほか、歩行者や自転車の急な進路変更や飛び出し等に対応できるよう、道路環境に応じた安全速度で運転する。
- 家庭や職場において、速度の出し過ぎによる危険性や交通マナー向上の重要性などについて話し合い、交通安全意識の高揚を図る。

【シー】(交差点・踏切事故の防止)

- 一時停止のある交差点や踏切を通過する際は、手前で確実に一時停止して前方、左右の安全を確認するほか、警報機が鳴りだした場合は無理に進入しない。
- 信号のある交差点ではイエローストップに心がけ、信号の変わり際での無理な交差点進入をしない。
- 家庭において、交差点の危険性や横断時の安全確認の重要性等を話し合い、交差点での交通事故防止を図る。

平成27年 年末の交通安全県民運動実施要綱

福井県交通対策協議会

第1 目的

この運動は、降雪や路面凍結、交通混雑などの道路交通環境の悪化や飲酒する機会の増加等に伴い、交通事故の増加が懸念される年末を迎えるにあたり、県民一人ひとりが交通ルールの遵守や正しい交通マナーを励行することにより、交通事故を防止することを目的とする。

第2 期間

平成27年12月11日(金)から12月20日(日)までの10日間

第3 主唱

福井県交通対策協議会

第4 スローガン

- 【シルバー】 おでかけは 明るい時間と目立つ服 ルールを守って事故防止
- 【スロー】 気持ちに余裕 時間に余裕 運転する時のマイルール
- 【シー】 交差点 譲るやさしさ 待つゆとり
- 【脱!クルマ依存社会】 クルマより 歩いてみよっさ 新習慣
- 【飲酒運転根絶】 家族の誓い「しない・させない 飲酒運転」
- 【北陸三県統一】 ゆっくり走ろう 雪のふる里 北陸路

第5 統一行動日

平成27年12月11日(金) 「一斉街頭活動日」

第6の実施機関・団体が、県下一斉に交通安全街頭啓発活動および交通安全指導を行う日とする。

第6 実施機関・団体

福井県、福井県警察、福井県教育委員会、市町および福井県交通対策協議会の構成機関・団体

第7 推進方法

- 1 実施機関・団体は、本運動の趣旨等について組織のすみずみまで浸透を図るとともに、具体的な実施計画を策定し、早期に推進体制を確立するものとする。
- 2 実施機関・団体は、本運動が真に県民総ぐるみの運動として成果があがるよう、それぞれに創意工夫を凝らした交通安全教育、街頭指導等の交通安全活動を実施するほか、あらゆる広報媒体を積極的に活用した広報啓発活動により、県民の交通安全意識の高揚に努めるものとする。
なお、交通事故被害者等の視点に配慮しつつ、交通事故の悲惨さや生命の尊さを広く県民に訴え、理解の増進に努めるものとする。



健康長寿の福井

15.11.14200

第8 運動の重点と取組み

《運動の重点》

- 1 高齢者の交通事故防止（北陸三県統一）
- 2 夕暮れ時と夜間の交通事故防止
- 3 雪寒期の交通事故防止
- 4 飲酒運転の根絶
- 5 交通安全新3S（シルバー・スロー・シー）運動の推進

重点1 高齢者の交通事故防止

高齢者には交通安全意識の高揚を、一般の運転者には高齢者に対する保護意識の醸成を図り、高齢者が関係する交通事故を防止する。

【高齢者】

- 参加・体験・実践型の交通安全教室に積極的に参加し、交通ルール・マナーの理解を深めるとともに、自身の運動能力等を正しく理解して、歩行中や自転車乗用中の交通事故防止を図る。
- 高齢運転者は、積極的に交通安全講習を受講するほか、加齢に伴う身体機能や運転技能の変化を認識するため運転適性検査を受けるなど、能力に応じた運転に心がける。
- 認知症等により安全な運転が困難となった場合は、運転免許の自主返納について検討する。
- 70歳以上の高齢運転者は高齢運転者標識の表示に努める。

【運転者】

- 高齢運転者標識を表示した車両を見かけた時は、減速、徐行するなど高齢者に配慮し、思いやりのある運転に心がける。
- 歩行中や自転車利用中の高齢者を見かけた時は、その動静に注意するほか、側方を通過する際には安全な間隔を保持するなど、不意な動きに対応できるような安全速度を励行する。

【家庭・地域・職場】

- 高齢者が外出する際には、交通ルールの遵守や反射材用品の利用促進等について声かけを行うほか、高齢家族の交通安全について家庭で話し合い、高齢者の交通事故防止に努める。
- 交差点等で高齢者を見かけた時は安全誘導を行うなど、必要な保護・誘導活動を行い、高齢者の安全通行を確保する。



重点2 夕暮れ時と夜間の交通事故防止

歩行中・自転車乗用中の死亡事故が増加する夕暮れ時と、夜間の交通事故を防止する。

【運転者】

- 夕暮れ時には自動車の前照灯を早めに点灯するほか、夜間のハイビーム運動やスピードダウンの励行により、歩行者・自転車利用者との事故防止に努める。

【歩行者・自転車利用者】

- 夕暮れ時や夜間に外出するときは、明るい服装や反射材用品を着用する。
- 交通ルールを遵守し、正しい通行方法の励行や自転車の安全利用など、正しい交通行動を実践する。

【家庭・地域・職場】

- 薄暮時間帯は交通混雑や視認性の低下等の理由から交通事故が発生しやすいことを理解・認識させる交通安全教育等を推進する。
- 歩行者や自転車利用者に対し、反射材用品の活用と「自転車安全利用五則」の遵守を呼びかける。

重点3 雪寒期の交通事故防止

道路条件に応じた適正な運転操作に心がけ、スリップ事故など冬場特有の事故の防止を図る。

【運転者】

- 凍結・積雪に備え、早めに冬用タイヤに交換する。
- 自動車やタイヤの性能を過信せず、凍結時や積雪時にはスリップする危険があることを十分理解してスロードライブを徹底するほか、急加速、急ブレーキ、急ハンドルなどを避け、十分な車間距離を確保する。
- 視界が悪い時は、徐行して前方をよく見るとともに、早めのライト点灯を実施する。

【家庭・地域・職場】

- 凍結・積雪に備え、早めに冬用タイヤに交換するよう呼びかける。
- 天候と路面状況に応じた安全速度での運転を呼びかける。
- 凍結時、積雪時はスリップする危険があることを話し合い、安全速度の徹底や早めのライト点灯等に関する「声かけ」を行う。

